

ワーキングチーム研究経過報告

1. ワーキングチームの研究手順

ワーキングチームは、次の手順で税制、社会保障制度、雇用システムに係るモデルケース別の受払、および、これらを変更した場合の受払の変化を推計する。

- ①国内外の税制、社会保障制度等の現状を文献等で調査する。
- ②雇用システムについて、配偶者手当等をアンケート調査の実施等により調査する。
- ③女性のライフコース別のモデルケースごとに、①で調べた我が国の配偶者控除、配偶者特別控除等の税制、第3号被保険者制度、遺族年金等の社会保障制度、②のアンケート調査結果等を用いて受払を推計する。
- ④女性のライフコース別のモデルケースごとに、①で調べた外国の制度等を参考にして、③の税制、社会保障制度、雇用システムを変更した場合の受払の変化を推計する。

2. 研究経過

現在、1. の①国内外の税制、社会保障制度等の現状の調査を行っている。具体的には、各国の税、社会保険料等に関する「家族に対する政策的配慮」を、OECDの **Taxing Wages** (1999-2000) に基づいて調べているところであり、以下は暫定的なものである。

また、1. の②について、アンケート調査を実施中である。

OECD Taxing Wages : 各国の人的所得控除制度や税額控除制度、社会保険料等がわかる。いくつかのケースについて実際の計算例あり。

なお、社会保険料については、税制ほど「家族に対する政策的配慮」の記述は詳しくないが、再分配の程度を数量的に確認することは可能である。

(1) 各国の税制、社会保険料等 (OECD Taxing Wages 1999-2000 より)

	オーストラリア	ドイツ	スウェーデン	イギリス	日本
平均所得	39,817AUD 約 2,926,731 円	60,856 マルク 約 3,776,069 円	220,644 クローネ 約 3,041,919 円	17,780 ポンド 約 3,277,217 円	4,127,380 円
課税単位	個人単位	単位は選択制、 多くは合算制	個人単位	個人単位	個人単位
所得控除	基礎控除 5400AUD。 社会保険料控除なし。	基礎控除なし。 社会保険料、年金、生保等に対して所得控除あり。	基礎控除平均 8700 クローネ。配偶者、子どもに控除なし。 年金、生保等の控除平均 18200 クローネ。	基礎控除一人当たり 4335 ポンド。Marital status 1970 ポンド。子のいるシングルにはもう 1970 ポンド。 社会保険料控除なし。企業年金、生保払込の 12.5% 控除。	基礎控除 38 万円、配偶者控除 38 万円、配偶者特別控除最大 38 万円、被扶養親族 1 人につき 38 万円。 社会保険料控除(全額)、生命保険料、個人年金保険料控除(～5 万円)
税額控除	扶養配偶者控除 1340AUD。扶養児童のある場合 1452 AUD。この金額は被扶養配偶者の所得増に応じて減額。	第 1 子、第 2 子に 3000 マルク、第 3 子に 3600 マルク、第 4 子以降に 4200 マルクの税額控除。	所得 135000 クローネ以下のときに 1320 クローネ。それを越えると超えた分の 1.2% 減。	反映されるものはない。	配当控除、外国税額控除、住宅借入金当に関する税額控除(今回のテーマには関係なし)。
地方税	地方所得税なし。	地方所得税なし。	基礎控除は国と同じ(平均 8700 クローネ)。	地方所得税なし。	課税所得は国の所得税とほぼ同じ。
社会保険料	なし。ただし、Medicare 税がある。個人の課税所得の 1.5%。	年金 9.85% 医療 6.8% 失業保険 3.25% 介護 0.85% 事業主も同額。	6.95%。	週給 66 ポンド以下保険料免除、週給 66～500 ポンドで 10% (国の報酬比例年金に加入の場合)、8.4%(適用除外の場合)。	年金 8.675% (+ボーナスの 0.5%)、医療 4.25%(+ボーナスの 0.3%)、失業 0.4%
普遍的現金給付	児童に対して第 1,2,3 子に 24AUD、第 4,5 子 ～ に 31,9AUD (2 週間)。所得制限あり。	子についてなし。	子 1 人あたり 9000 クローネ。	子 1 人当たり児童手当 16 歳まで週 14.40、第 2 子以降週 9.6	(所得制限付き) 児童手当(第 1,2 子 5000 円、第 3 子以降 1 万)

(2) OECD Taxing Wages の計算例 (被扶養配偶者への配慮)

オーストラリア、スウェーデン、イギリス、ドイツ、アメリカ、日本について配偶者の一方が平均的な収入で他方の配偶者の収入が0の場合をケース a、3分の1の場合をケース b、3分の2の場合をケース c とし、各国の制度に従い、それぞれのケースについて計算したものである。a、b、c、と数値に増加傾向がある場合は、被扶養配偶者への配慮が制度的になされているものと推定される。

各世帯の粗賃金に占める割合

	税			社会保険料			税+社会保険料			税+社会保険料 -現金給付		
	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c
オ	22.2	20.2	21.7	1.5	1.1	1.5	23.7	21.4	23.2	16.1	19.0	21.3
ス	27.2	26.1	26.2	6.9	6.9	6.9	34.1	33.0	33.2	26.0	26.9	28.3
イ	15.2	12.1	14.3	8.1	7.1	7.7	23.3	19.2	22.0	16.2	14.0	17.8
ド	0.0	7.7	12.6	20.8	20.8	20.8	20.7	28.5	33.3	20.7	28.5	33.3
ア	7.4	11.4	13.6	7.7	7.7	7.7	15.0	19.1	21.2	15.0	19.1	21.2
日	1.5	3.3	4.2	10.0	10.0	10.0	11.5	13.3	14.2	11.5	13.3	14.2

(オ：オーストラリア、ス：スイス、イ：イギリス、ド：ドイツ、ア：アメリカ、日：日本)

a：粗賃金100%+0% (男女合わせた平均賃金に対する比率)、カップル子2人

b：粗賃金100%+33%、カップル子2人

c：粗賃金100%+67%、カップル子2人

計算例によれば、ドイツ、アメリカ、日本は、片働き世帯が共働き世帯にくらべて税負担率や総合的な負担率が低く、被扶養配偶者への配慮があるように見える。

一方、(1) でみたように、制度的に配慮しているのは日本、イギリス、オーストラリアである。この違いの要因として、これらの計算例は、妻の就業に伴い世帯所得が増加するため、世帯所得が異なることの税、社会保険料への影響が含まれることが考えられる。したがって、被扶養配偶者への配慮をみるためには、同じ世帯所得で比較する必要がある。

3. 当面の研究予定

2. 「研究経過」(1)、(2)の作業をさらに進め、その作業結果を踏まえて、同じ(世帯)所得での被扶養配偶者への配慮を更にケース分けして国際比較的に明らかにする。

この結果は、1. 「研究手順」③、④の予備作業としての意味を持つ。

方法：1. 以下のケースごとに各国の税・社会保険料、社会保障給付を計算し、比較する(それぞれについて子0,1,2人)

2. 「妻」に関わる所得控除、税控除それぞれの割合を計算する。

ケース1：世帯所得が平均賃金所得の3分の2の場合

1-1 夫－平均賃金所得の67%、妻－専業主婦

1-2 夫－平均賃金所得の33%、妻－33%

ケース2：世帯所得が平均賃金所得と同一の場合

2-1 夫－平均賃金所得の100%、妻－専業主婦

2-2 夫－平均賃金所得の67%、妻－33%

2-3 夫－平均賃金所得の50%、妻－50%

ケース3：世帯所得が平均賃金所得の3分の4の場合

3-1 夫－平均賃金所得の133%、妻－専業主婦

3-2 夫－平均賃金所得の100%、妻－33%

3-3 夫－平均賃金所得の67%、妻－67%

ケース4：世帯所得が平均賃金所得の3分の5の場合

4-1 夫－平均賃金所得の167%、妻－専業主婦

4-2 夫－平均賃金所得の100%、妻－67%

4-3 夫－平均賃金所得の133%、妻－33%

ライフスタイルの選択に影響が多い社会制度・慣行：日本の場合

1. 比較社会政策論から見た日本の社会制度・慣行の型

社会政策（社会保障、税制、労働政策、労使関係、住宅、教育）の類型論

(1) breadwinner/individual model (別表)

- (2) 「脱家父長制化」：雇用平等のための規制がどの程度制度化されているか、税・社会保険料を負担する単位が世帯でなく個人になっているか、遺族給付が廃止されているか、育児休業などの家族支援がどの程度制度化されているか、

家計／個人への帰着と成果の見極めは今後の課題

(3) Korpi の類型論¹⁾

①ジェンダー化された福祉国家制度 (gendered welfare state institutions) の理念型と指標

「一般的な家族支援 (general family support)」

…a. 年少児童への児童手当の対純平均賃金比

b. 年少扶養控除・専業主婦控除などの家族税給付の比重 (単身者と片稼ぎ2子家族の税引き後所得の差額が単身者の平均純賃金に占める割合)

c. 3歳一就学年齢の児童への公的保育サービス (保育所定員の対人口比)

「共稼ぎ支援 (dual-earner support)」

…a. 0-2歳児への公的保育サービス (保育所定員の対人口比)

b. 有給の出産休暇 (従前賃金代替率、給付期間、カバレッジの組合せ)

c. 有給の父親休暇 (幼児の父親の有給休暇の寛大さを順位づけ)

d. 高齢者への公的ホームヘルプ (65歳以上の在宅生活を支援するサービスの受給者比率)

「市場志向 (market-oriented)」…上記の2指標が低い

結果は表2

②主要社会保険制度の構造にもとづく類型²⁾

「限定 (targeted)」／「国家コーポラティスト (state corporatist)」

「基礎保障 (basic security)」／「包括 (encompassing)」

③2つを組み合わせると表6

¹⁾ Korpi, Walter, "Faces of Inequality: Gender, Class, and Patterns of Inequalities in Different Types of Welfare States," *Social Politics*, Vol. 7, No. 2, Summer 2000, pp.127-191.

²⁾ Korpi, Walter, and Joakim Palme, "The Paradox of Redistribution and the Strategy of Equality: Welfare State Institutions, Inequality and Poverty in the Western Countries," *American Sociological Review*, No. 63, pp.661-687.

日本は、国家コーポラティスト型の社会保険制度と市場志向のジェンダー政策。
ジェンダー不平等は高く、これは仮説に反するケース

4. 制度ごとの国際比較で見る現状

①国民年金の第3号被保険者

保険料拠出なしで被扶養配偶者自身の年金を支給するのは、日本、米国、英国

日本の基礎年金満額は英米の配偶者給付より高い

保険料拠出なしで一定の加給は、

フランス（月 6000 円強）

自らの保険料拠出のない者に給付しないのは、

ドイツ、スウェーデン

ドイツでは夫婦間の年金分割、スウェーデンでは最低保証年金

被扶養と認められるための年収の限度額

②遺族厚生年金： 男女で明文的な差別、「掛け捨て」問題

③健康保険（介護保険）：雇用者の被扶養配偶者は拠出なしで受給

④失業保険

給付は OECD 諸国で最低の手厚さ（賃金代替率は 30%、給付期間は最短）

パート等加入しない雇用者が多く、受給者の女性比率は雇用者女性比率より相当に低い

⑤生活保護

OECD 諸国で最も限定された支給（給付基準もさほど高くない）

「補足性原理」の強さは母子世帯にとって過酷

⑥児童支援パッケージ（CBP）

（児童手当、扶養家族に関して税を軽減する所得税制、住宅費を軽減させる給付、

保健医療費を軽減させる給付やサービス、保育・教育費を軽減させる給付やサービス）

子どものいない家族の総所得にたいして CBP が占める比率：

日本は、企業が支給する家族手当の扶養児童分を含めても、ギリシャ、ポルトガル、スペインなどと並んで低い

CBP が高い国は所得制限のない児童手当制度をもつ

税制が CBP に占める比重は比較的高所得者で大きい

日本では住宅費が格段に重く住宅費を控除すると CBP はマイナスとなる（住宅費を軽減する給付がない）

低所得者にとっては住宅費、比較的高所得者にとっては住宅費と教育費が大きい

1982～92 年の出生率の変化を見ると、CBP の低い国で出生率が低下した

⑦税制：個人単位だが、人的控除による「家族配慮」大

小括

日本の家計は世帯主勤め先収入への依存度が高い。賃金制度（年功制、男女賃金格差）ばかりでなく、社会保障・税制の影響も大きい。税・社会保障による所得移転の累進度は低い。

Table 10.1 *Dimensions of variation of the breadwinner and the individual models of social policy*

Dimension	Breadwinner model	Individual model
Familial ideology	Strict division of labour Husband = earner Wife = carer	Shared roles Husband = earner/carers Wife = earner/carers
Entitlement	Differentiated among spouses	Uniform
Basis of entitlement	Breadwinner	Other
Recipient of benefits	Head of household	Individual
Unit of benefit	Household or family	Individual
Unit of contributions	Household	Individual
Taxation	Joint taxation Deductions for dependants	Separate taxation Equal tax relief
Employment and wage policies	Priority to men	Aimed at both sexes
Sphere of care	Primarily private	Strong state involvement
Caring work	Unpaid	Paid component

Table 2. Countries ranked according to levels of general family support and dual-earner support 1985-1990

General family support	Dual-earner support
1. Belgium	1. Sweden
2. Germany	2. Denmark
3. France	3. Finland
4. Norway	4. Norway
5. Italy	5. France
6. Austria	6. Belgium
7. Denmark	7. Germany
8. Ireland	8. Italy
9. Sweden	9. Netherlands
10. Finland	10. Austria
11. Netherlands	11. Ireland
12. Canada	12. United Kingdom
13. United Kingdom	13. Canada
14. Switzerland	14. Japan
15. Japan	15. Australia
16. Australia	16. Switzerland
17. New Zealand	17. United States
18. United States	18. New Zealand

Table 6. Relationships of institutional models of social insurance and gender policy to inequality with respect to class and gender in eighteen countries 1985-1990

Country	Institutional models of	Class inequality	Gender inequality
	Social insurance/gender policy		
Canada	Basic security/market oriented	High	Medium
Switzerland	Basic security/market oriented	High	(Medium)
United Kingdom	Basic security/market oriented	High	Medium
United States	Basic security/market oriented	High	Medium
New Zealand	Basic security/market oriented	(High)	Medium
Australia	Targeted/market oriented	High	High*
Ireland	Basic security/general family support	High	High
Netherlands	Basic security/general family support	Medium*	High
Denmark	Basic security/dual earner	Medium*	Low
Belgium	State corporatist/general family support	Medium	High
Germany	State corporatist/general family support	Medium	High
Italy	State corporatist/general family support	High*	High
France	State corporatist/general family support	High*	Medium*
Austria	State corporatist/general family support	(Medium)	(Medium)*
Japan	State corporatist/market oriented	—	High*
Finland	Encompassing/dual earner	Low	Low
Norway	Encompassing/dual earner	Low	Low
Sweden	Encompassing/dual earner	Low	Low

*Unexpected level of inequality, given type of institutions.